

第 151 回簿記検定試験実施要項

亀山商工会議所

1. 主催 日本商工会議所
2. 日時 平成 31 年 2 月 24 日（第 4 日曜日）
3 級 午前 9 時から
2 級 午後 1 時 30 分から
3. 会場 亀山高等学校
4. 受験資格 学歴、年齢、性別、国籍に制限なし
5. 申込受付期間 平成 30 年 12 月 25 日（火）～ 平成 31 年 1 月 25 日（金）
6. 受験料 2 級 4,630 円、3 級 2,800 円（消費税を含む）
7. 出題・合格基準

級	試験科目	制限時間	合格基準
2 級	商業簿記・工業簿記 (初歩的な原価計算を含む) 5 題以内	2 時間	70%以上
3 級	商業簿記 5 題以内	2 時間	70%以上

8. 合格発表 3 月 4 日以降、合否通知を郵送するとともに、当所ホームページにて発表させていただきます。
電話でのお問合せは一切お断りさせていただきます。
9. 合格証書 検定終了後約 1 ヶ月後以降にお渡しすることができます。
・合格証書お渡しの際、受験票が必要となりますので試験終了後も保管していただきます様よろしくお願ひ申し上げます。
・合格証書の保存期間は、試験施行日から 1 年間（試験施行日を 1 日目とする）です。この保存期間経過後は合格証明書（有料）に代えます。
10. 備考 試験当日は、以下のものをお持ちください。
● 受験票
● 筆記用具（HB または B の鉛筆・シャープペンシル、消しゴム）
● 四則演算機能のみの電卓またはそろばん
● 身分証明書
・原則として氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる運転免許証、旅券（パスポート）、学生証、社員証。ただし、小学生以下は必要ありません。
・身分証明書をお持ちできない方は、
亀山商工会議所 TEL 0595-82-1331 までご相談ください。

「受験者への連絡・注意事項」

- 一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。
- 試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
- 集合時刻までに試験会場に入場するよう、時間厳守してください。
- 受験に際しては、身分証明書を携帯してください。
- 試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で試験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

試験委員の指示に従わない者

試験中に、助言を与えたり、受けたりする者

試験問題等を複写する者

答案用紙を持ち出す者

本人の代わりに試験を受けようとする者、また受けた者

他の受験者に対する迷惑行為を行う者

暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者

その他の不正行為を行う者

- 試験中の飲食、喫煙はできません。
- 試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
- 試験問題の内容および採点内容、採点基準、方法についてのご質問には、一切回答できません。
- 受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。
- 合格証書の再発行はできません。
- 試験が施行されなかった場合の措置
台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
- 答案の採点ができなかった場合の措置
台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。